

【事案Ⅲ－１】自然災害共済金請求

・2021年5月7日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、2017年1月の物体の飛来による屋根などの損壊、2018年7月豪雨による建物の損壊について、それぞれ共済金を請求したところ、被申立人から経年劣化等の理由で共済金を支払われなかったため、これを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2017年1月の物体の飛来による屋根などの損壊についての火災共済金として既に支払われた共済金 170,330 円および費用共済金 51,100 円を除く① 1,072,017 円、2018年7月豪雨による建物の損壊について、自然災害共済金として② 10,000,000 円、および①②に対する費用共済金、遅延損害金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 2017年1月20日発生の風害（物体の飛来）による屋根の損傷

約款・事業規約に基づく火災共済金を請求したところ、見積書の修繕費 1,242,347 円のうち2契約分の共済金として 85,165 円が自然災害共済金として支払われた。

被申立人は、約款・事業規約上の損害額を決めるのは被申立人であり、約款・事業規約に規定していると説明された。損害査定の鑑定書は、契約者へ開示できないとされたが、査定内容の説明は1回あってもよかったと思う。

屋根の損害について、軒の損害は、共済事故と因果関係がないと判断され、経年劣化が原因とされたが、軒が折れたのは経年劣化ではない。

(2) 2018年7月豪雨による建物の損壊

約款・事業規約に基づく自然災害共済金を請求したところ、約款・事業規約上の支払事由に該当しないと通知があった。

被申立人は、近隣で同様の家屋損壊が発生しておらず、支払非該当と判断しているが、何らの根拠もない不当な認定である。当該豪雨災害（2018年7月豪雨）は、当所において未曾有の災害であった。道路が寸断され孤立した地区もあり、自宅付近でも多数の土砂崩れが発生し、崖崩れで隣家が損壊した。契約建物の裏山にある水路が崩れ、田畑に直接流れ出していたと聞いている。行政から罹災証明書が発行され、全壊の認定を受けている。

申出人は、上記の根拠があり請求しているにもかかわらず、理由なく支払されないのは不当である。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 2017年1月20日の風災

申立人は、火災共済金の適用が認められる請求を行ったと主張しているが、原因が風災の場合、自然災害共済金の対象となる。風の強さと吹き方によると、本件最大瞬間風速は「やや強い風」に該当する。しかしながら、屋外・樹木の様子および建造物の状況によると、風によって屋根の下地まで損傷を被ることおよび下地材を貫通させるような大きな樹木が飛来したとは考え難い。

当該建物は、既に瓦に複数の苔や草木が生えており、朽ちて変形している箇所も発生している。よって、建物自体が著しく老朽化しており、定期的に修繕していたとは想定し難いため、罹災日の風が直接の原因ではないと考えるが、何が要因で折れたかについては原因の特定を行わず、請求内容に基づき当該被害が約款・事業規約で定める支払事由に該当するか、因果関係が認められるかを判断している。

倒木による被害として申告されている箇所は、屋根の一部であることが明らかであり、見積書の内容と整合性が取れないため、申立て内容については、過剰な請求と判断せざるを得ない。

(2) 2018年7月豪雨の水災

申立人の主張通り、2018年7月豪雨は、記録的な未曾有の災害であったが、共済金の支払可否は約款・事業規約に基づき審査している。近隣の被害状況は、建物が損害を被る程度の強風が生じたか否か等、あくまでも判断材料の一部と考えている。約款・事業規約上の支払事由に該当するか否か、本件損害の原因に係る申立人の主張が具体的に定かになっていないが、本件については、近隣と異なる被害状況であるため同列で判断することはできない。あちこちで土砂崩れが起きているとのことであるが、当該建物に対して土砂崩れによる衝突や洪水による損害が見受けられない。また、行政が発行するり災証明「全壊」が、共済金支払事由を満たすものではない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

当審議会は、申立人及び被申立人らの主張内容、提出証拠を精査・検討し、また、申立人、被申立人双方から提出された書面および写真を含む証拠関係資料等を提供して、中立的な第三者である専門機関の意見を聴取したうえで、申立人の請求は認められないものと判断した。